

★ 自転車プラン

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
<本人型>				
傷害保険金	死亡保険金 (自転車危険のみ補償特約セット)	自転車事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
	後遺障害保険金 (自転車危険のみ補償特約セット)	自転車事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 (注)補償期間(保険のご加入期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 (自転車危険のみ補償特約セット)	自転車事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
	手術保険金 (自転車危険のみ補償特約セット)	自転車事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限りず。	
通院保険金 (自転車危険のみ補償特約セット)	自転車事故によるケガのため、通院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき30日を限度として通院保険金日額をお支払いします。		
個人賠償責任保険金 (個人賠償責任補償特約)	被保険者およびそのご家族が、国内において自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 ※2 1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 ※2 彼の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任など	
<夫婦型・家族型>				
傷害保険金	死亡保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑦ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
	後遺障害保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット) (後遺障害等級限定(第7級以上)補償特約セット)	交通事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の42～100%をお支払いします。 (注)補償期間(保険のご加入期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
	手術保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限りず。	
通院保険金 (交通事故傷害危険のみ補償特約セット)	交通事故によるケガのため、通院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき30日を限度として通院保険金日額をお支払いします。		
個人賠償責任保険金 (個人賠償責任補償特約)	被保険者およびそのご家族が、国内、国外を問わず次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたりしたことによって損害を被った場合 ① 被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ② 被保険者およびそのご家族の日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として、保険金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ※1 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ引受保険会社にご相談ください。 ※2 彼の保険契約等から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	① 故意、暴行、殴打による損害賠償責任 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った損害賠償責任 ③ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ④ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる損害賠償責任 ⑤ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑥ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦ 自動車、航空機、船舶、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧ 他人から借りたり、預かったりした物に生じた損害賠償責任など	

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動車セット)	保険金をお支払いしない場合のうち、「戦争、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。「テロ行為」は、政治的、社会的もしくは宗教、思想的な主義、主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

- 本人型には、自転車危険のみ補償特約がセットされているため、自転車事故によるケガの場合、自転車事故の所有、使用または管理に起因する事故のみ、保険金をお支払いします。
- 夫婦型・家族型には、交通事故傷害危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故によるケガの場合のみ、保険金をお支払いします。
- 夫婦型・家族型には、後遺障害等級限定(第7級以上)補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に該当する保険金支払割合(42～100%)を適用すべき後遺障害が生じた場合のみ、後遺障害保険金をお支払いします。
- 夫婦型の場合、被保険者の範囲を、別紙「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。
- 家族型の場合、被保険者の範囲を、別紙「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に生じた傷害をいいます。
- (1)「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。
- (2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることを必要とします。
- (3)「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
※ケガには、身体内部から有害物質を病巣が一つ所に侵入、吸収または吸収した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上予後期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない状態の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
- 「交通事故」とは次の事故をいいます。
 - ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない間に生じた、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の事故または運行中の交通乗用具の火災、爆発等の交通事故
 - ② 運行中の交通乗用具の正規の操業装置もしくはその装置のある室内に搭乗している間または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場内にいる間の事故
 - ③ 運送運行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触等の事故または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆発等の事故
 - ④ 交通乗用具の火災による事故
- 「自転車事故」とは次の事故をいいます。
 - ① 自転車搭乗中の事故
 - ② 自転車に搭乗していない間に生じた、運行中の自転車との衝突・接触事故
- 「住宅」とは、本人の居住の用に供される住宅をいい、この住宅の敷地内の敷居および不動産を含みます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ① 公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかにも該当するものを除きます。
 - ア. 創傷処置
 - イ. 皮膚切開術
 - ウ. デブリードマン
 - エ. 骨または関節の非腫瘍的または徒手的な整復術、整復固定術および移動術
 - オ. 掻痒手術
 - ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)
 - (注1) 医師診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
 - (注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療として別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。
 - (注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切開、掻出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身薬剤投与、局所薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「医療」とは、医師(注)の受診であるが、医師(注)が行う診療をいいます。(注)被保険者が健診である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。